

不法行為 宅建 H12-08-2 <<#622>>

【問】正誤をつけよ。

Aが、その過失によってB所有の建物を取り壊し、Bに対して不法行為による損害賠償債務を負担した。不法行為がAの過失とCの過失による共同不法行為であった場合、Aの過失がCより軽微なときでも、Bは、Aに対して損害の全額について賠償を請求することができる。

【答え】正しい

≪ポイント≫ 共同不法行為者の責任 【★基礎必須】

数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。（連帯債務）（民法 719 条 1 項前段）

⇒ 被害者は、各共同不法行為者に全額の請求ができる